

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

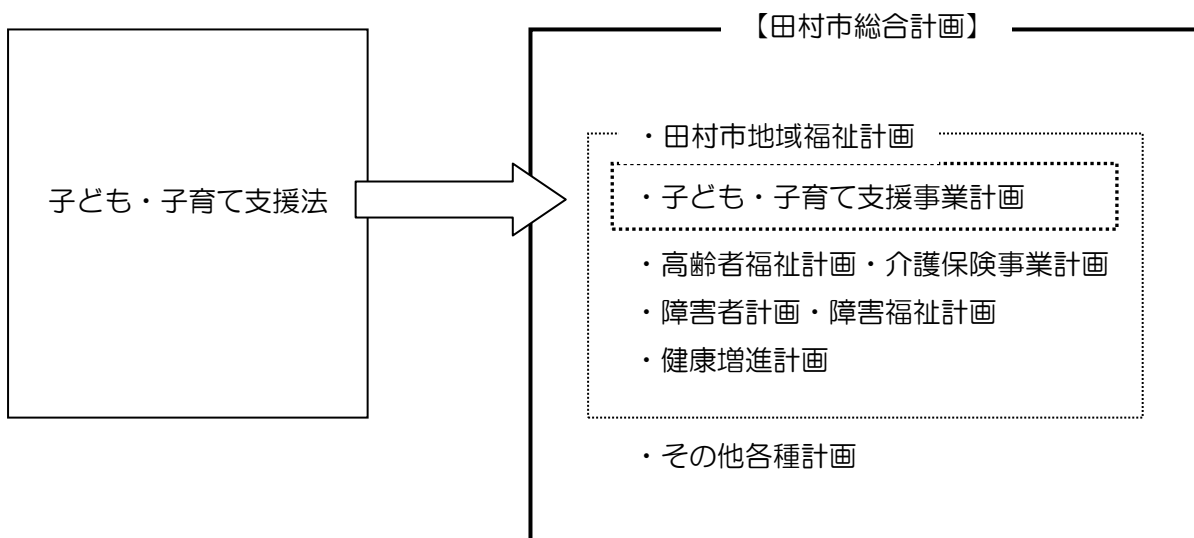
本市の子育て施策の推進にあたっては、「田村市総合計画（平成 19 年 3 月策定）」を最上位計画とし、田村市次世代育成支援行動計画・後期行動計画を平成 22 年 3 月に策定し、基本理念「『未来を担う人づくり』子どもたちがみんな元気 いきいきふるさと」にもとづき各種施策を展開してきました。

このような中、平成 24 年 8 月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

これを踏まえ、本計画は、行政とともに地域や企業の協力のもと、子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、さらに子どもやその親自身も育ちやすい環境をつくるための地域・社会づくりを計画的に推進していく方向性を示すものであり、市民の実態と意向及び社会情勢の変化を捉えながら、今後の本市の子育て施策の指針とするものです。

2 法令の根拠と他の計画との関係

平成 24 年 8 月公布の子ども・子育て支援法第 61 条（市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。）にもとづき策定するものです。



3 事業計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

なお、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、必要がある（乖離がある）場合やその他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「田村市子ども・子育て会議」等を通し、必要に応じて見直すものとします。

4 計画の達成状況の点検及び評価

計画に定める「量の見込み」や「確保の内容」、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等もとより、子育てに関する各種施策・事業の推進状況について、「田村市子ども・子育て会議」等における協議を踏まえ、毎年度点検・評価を行います。